

株 主 各 位

千葉県松戸市小金きよしヶ丘三丁目21番地の1
株式会社東葛ホールディングス
代表取締役社長 石 塚 俊 之

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第54期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 千葉県柏市末広町14-1
ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第54期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第54期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
- 以 上

~~~~~  
◎新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日の当社運営スタッフはマスク着用にて対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。また、株主総会ご出席の皆様には、株主総会会場内にてマスクの着用等をお願いする場合がございます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合、また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.tkhd.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (添付書類)

### 事業報告

( 2019年 4 月 1 日から  
2020年 3 月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）におけるわが国の経済環境は、雇用環境等は改善の動きを続けているものの、昨年10月に消費税率が引き上げられたことに伴う影響に加え、年明け以降、世界的な流行となった新型コロナウイルスの感染拡大の勢いが止まらない等により急激に需要が落ち込む状況で推移しました。

このような環境のなか、当社グループにおいて中核事業である自動車販売関連事業が属する自動車販売業界では、登録車（普通自動車）、届出車（軽自動車）ともに、期首よりモデルチェンジ等の効果が持続している車種を中心に販売は堅調に推移しておりましたが、昨年10月に実施された消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響を受けたこと等から、当連結会計年度の国内新車販売台数は5,038,727台（登録車（普通自動車）・届出車（軽自動車）の合計。前期比4.2%減）となりました。

当社グループにおける当連結会計年度のセグメント毎の状況につきましては以下のとおりであります。

自動車販売につきましては、新車販売は消費税率の引き上げに伴う影響のほか、量販車種において新型車の不具合による納期の遅延並びに発売延期等の要因もあり販売台数は2,133台（前期比9.0%減）となりました。中古車販売も下取車や外部仕入により販売車両の確保に努めましたが、消費税率の引き上げに伴う影響もあり販売台数は1,580台（前期比10.0%減。内訳：小売台数731台（前期比4.8%減）、卸売台数849台（前期比14.0%減）となりました。定期点検、車検等の整備を割安でパックにした商品の拡販等により整備車両の確保に注力したサービス売上は堅調に推移したものの、車両販売台数の減少により登録受取手数料等の手数料収入が減少したこと等から売上高は7,157百万円（前期比6.8%減）となりました。

その他につきましては、生命保険・損害保険代理店業関連事業において、保険契約件数は減少したものの、商品構成の変化等により1件当たりの保険取扱手数料は増加したこと等から売上高は105百万円（前期比0.7%増）となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は7,263百万円（前期比6.7%減）となりました。

損益につきましては、営業利益は350百万円（前期比9.9%減）、経常利益は371百万円（前期比8.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は234百万円（前期比8.1%減）となりました。これは、主に中核事業である自動車販売関連事業の売上高が減少したことによるものです。

**② 設備投資の状況**

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は438百万円であります。

その主なものは、土地購入299百万円、看板改修等12百万円、建設仮勘定119百万円であります。

**③ 資金調達の状況**

該当事項はありません。

**④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分                     | 第 51 期<br>(2017年3月期) | 第 52 期<br>(2018年3月期) | 第 53 期<br>(2019年3月期) | 第 54 期<br>(当連結会計年度)<br>(2020年3月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高                   | 7,219,968            | 7,767,966            | 7,787,209            | 7,263,817                         |
| 経 常 利 益                 | 421,032              | 464,321              | 406,687              | 371,670                           |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 | 276,448              | 304,568              | 255,294              | 234,498                           |
| 1株当たり当期純利益(円)           | 57.13                | 62.94                | 52.76                | 48.47                             |
| 総 資 産 額                 | 6,315,767            | 6,475,714            | 6,511,059            | 6,354,967                         |
| 純 資 産 額                 | 3,746,631            | 4,007,707            | 4,219,806            | 4,411,408                         |
| 1株当たり純資産額(円)            | 769.71               | 822.66               | 865.42               | 903.90                            |

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名            | 資 本 金 | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容     |
|------------------|-------|----------|-------------------|
| 株式会社ホンダカーズ東葛     | 50百万円 | 100.0%   | 自動車販売関連事業         |
| 株式会社東葛プランニング     | 50百万円 | 100.0%   | 生命保険・損害保険代理店業関連事業 |
| 株式会社東葛ボディーファクトリー | 50百万円 | 100.0%   | 鋳 金 塗 装 事 業       |

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                     |                         |
|-------------------------------------|-------------------------|
| 特 定 完 全 子 会 社 の 名 称                 | 株 式 会 社 ホ ン ダ カ ー ズ 東 葛 |
| 特 定 完 全 子 会 社 の 住 所                 | 千葉県松戸市小金きよしヶ丘3丁目21番地の1  |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額 | 2,163,499千円             |
| 当 社 の 総 資 産 額                       | 2,903,366千円             |

#### (4) 対処すべき課題

自動車業界全体においては、少子高齢化や車両保有期間の長期化、また若者の車離れ等、新車の販売台数及び収益の減少傾向が続いております。

このような状況のなか、主力である自動車販売関連事業においては、新規顧客の来場促進策の強化はもちろん、車両購入時や整備来場時等の機会をとらえ、一定期間の定期点検や、車検等の整備を割安でパックにした商品（まかせチャオ）の拡販や、車両の維持管理をはじめ、事故などトラブルにも対応する会員制サービス（ホンダトータルケア）の拡充等、既存顧客の守りの強化を推進することにより、サービス、保険、ローンといった基盤収益の安定拡大を図り、車両販売台数の減少等に直接影響を受けにくい体質強化を進めて参ります。

また、急速に普及してきた、衝突被害軽減ブレーキをはじめとする予防安全技術や自動運転の実用化等に関する車検整備をはじめとした法改正等も進んでおり、その情報取得はもちろん、対応するための資格や設備への投資等、スピード感をもって進めて参ります。

生命保険・損害保険代理店業関連事業においては、手数料体系の見直し等が進む中、保険ショップチェーンの再編や淘汰が進んでおります。競争が激化するなか、顧客目線での分かりやすい丁寧な説明や販売、集客活動を心がけ、地域で選ばれる店造りを進めて参ります。

また、多角化戦略としての新規事業や、M&A等にも積極的に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましては何とぞ引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

| 事業区分              | 事業内容                                                 |
|-------------------|------------------------------------------------------|
| 自動車販売関連事業         | 主に本田技研工業株式会社の四輪新車及び中古車を販売しております。そのほか自動車の整備等を行っております。 |
| 生命保険・損害保険代理店業関連事業 | フランチャイジーとして保険ショップ「ライフサロン」を出店し、生命保険・損害保険商品を販売しております。  |
| 钣金塗装事業            | 自動車販売からの依頼による钣金塗装のほか、顧客等から直接の依頼による钣金塗装も行っております。      |

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

当社は本社のみ持株会社であり、営業店舗及び工場はございません。  
本 社 千葉県松戸市小金きよしヶ丘

② 子会社

株式会社ホンダカーズ東葛

|                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| 北 小 金 店                  | 千葉県松戸市小金きよしヶ丘     |
| 柏 1 6 号 店                | 千葉県 柏 市 柏         |
| 五 香 店                    | 千葉県 松 戸 市 五 香 西   |
| 千葉ニュータウン西店               | 千葉県 白 井 市 七 次 台   |
| 鎌 ヶ 谷 店                  | 千葉県 鎌 ヶ 谷 市 鎌 ヶ 谷 |
| 南 柏 店                    | 千葉県 柏 市 新 富 町     |
| 流 山 店                    | 千葉県 流 山 市 加       |
| 松 戸 東 店                  | 千葉県 松 戸 市 大 橋     |
| 我 孫 子 6 号 店              | 千葉県 我 孫 子 市 根 戸   |
| D E P O X 柏              | 千葉県 柏 市 藤 ヶ 谷     |
| U - S e l e c t 松 戸      | 千葉県 松 戸 市 二 ツ 木   |
| U - S e l e c t 我 孫 子    | 千葉県 我 孫 子 市 根 戸   |
| U - S e l e c t 千葉流山インター | 千葉県 流 山 市 三 輪 野 山 |

株式会社東葛プランニング

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 新 松 戸 店             | 千葉県 松 戸 市 新 松 戸       |
| カ イ ン ズ 佐 倉 店       | 千葉県 佐 倉 市 寺 崎 北       |
| ベ イ シ ア 八 街 店       | 千葉県 八 街 市 八 街         |
| ベ イ シ ア ち ば 古 市 場 店 | 千葉県 千 葉 市 緑 区 古 市 場 町 |

株式会社東葛ボディーファクトリー

|           |               |
|-----------|---------------|
| 鋳 金 塗 装 部 | 千葉県 松 戸 市 松 戸 |
|-----------|---------------|

(7) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分              | 従業員数       | 前連結会計年度末比増減     |
|-------------------|------------|-----------------|
| 自動車販売関連事業         | 119 (9) 名  | 2 名 減 ( 1 名 減 ) |
| 生命保険・損害保険代理店業関連事業 | 7 (9) 名    | 1 名 増 ( 増減なし )  |
| 鍍金塗装事業            | 7 (3) 名    | 2 名 減 ( 1 名 増 ) |
| 全社 ( 共通 )         | 9 (－) 名    | 2 名 減 ( 増減なし )  |
| 合 計               | 142 (21) 名 | 5 名 減 ( 増減なし )  |

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数    | 前事業年度末比増減      | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|----------------|-------|--------|
| 9 (－) 名 | 2 名 減 ( 増減なし ) | 42.1歳 | 15.4年  |

- (注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

| 借入先         | 借入額       |
|-------------|-----------|
| 株式会社千葉銀行    | 413,280千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 373,120千円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,920,000株
- ② 発行済株式の総数 4,840,000株
- ③ 株 主 数 619名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                                                              | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 齋 藤 國 春                                                                                                            | 1,385,000株 | 28.62%  |
| BBH FOR FIDELITY<br>PURITAN TR: FIDELITY<br>S R I N T R I N S I C<br>O P P O R T U N I T I E S F U N D             | 250,000株   | 5.16%   |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社                                                                                                 | 225,000株   | 4.65%   |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社                                                                                                   | 225,000株   | 4.65%   |
| あいおいニッセイ同和<br>インシュアランスサービス株式会社                                                                                     | 225,000株   | 4.65%   |
| 東葛ホールディングス従業員持株会                                                                                                   | 209,600株   | 4.33%   |
| 稲 田 麻 衣 子                                                                                                          | 140,700株   | 2.90%   |
| 林 未 香                                                                                                              | 130,300株   | 2.69%   |
| S T A T E S T R E E T B A N K<br>A N D T R U S T C L I E N T<br>O M N I B U S A C C O U N T O M 0 2<br>5 0 5 0 0 2 | 126,100株   | 2.60%   |
| 林 凜 乃 介                                                                                                            | 125,000株   | 2.58%   |

(注) 持株比率は自己株式(1,701株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                            |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                                                                              | 第 2 回 新 株 予 約 権                                                                              |
|--------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  |                     | 2011年6月27日                                                                                   | 2012年6月27日                                                                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |                     | 27個                                                                                          | 29個                                                                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |                     | 普通株式 27,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                           | 普通株式 29,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                           |
| 新株予約権の払込金額                                 |                     | 新株予約権1個当たり 101,000円<br>(1株当たり 101円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 | 新株予約権1個当たり 110,000円<br>(1株当たり 110円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |                     | 新株予約権1個当たり 1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              | 新株予約権1個当たり 1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |                     | (注) 1<br>(注) 2                                                                               | (注) 1<br>(注) 2                                                                               |
| 権 利 行 使 期 間                                |                     | 2011年7月28日から<br>2041年7月27日まで                                                                 | 2012年7月28日から<br>2042年7月27日まで                                                                 |
| 行 使 の 条 件                                  |                     | (注) 3                                                                                        | (注) 3                                                                                        |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |                     | (注) 4                                                                                        | (注) 4                                                                                        |
| 役 員 の<br>保有状況                              | 取 締 役<br>(監査等委員を除く) | 新株予約権の数 25個<br>目的となる株式数 25,000株<br>保有者数 4名                                                   | 新株予約権の数 26個<br>目的となる株式数 26,000株<br>保有者数 4名                                                   |

|                                            |                     | 第 3 回新株予約権                                                                                   | 第 4 回新株予約権                                                                                   |
|--------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  |                     | 2013年6月26日                                                                                   | 2014年6月25日                                                                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |                     | 22個                                                                                          | 19個                                                                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |                     | 普通株式 22,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                           | 普通株式 19,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                           |
| 新株予約権の払込金額                                 |                     | 新株予約権1個当たり 164,000円<br>(1株当たり 164円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 | 新株予約権1個当たり 214,000円<br>(1株当たり 214円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |                     | 新株予約権1個当たり 1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              | 新株予約権1個当たり 1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |                     | (注) 1<br>(注) 2                                                                               | (注) 1<br>(注) 2                                                                               |
| 権 利 行 使 期 間                                |                     | 2013年7月27日から<br>2043年7月26日まで                                                                 | 2014年7月26日から<br>2044年7月25日まで                                                                 |
| 行 使 の 条 件                                  |                     | (注) 3                                                                                        | (注) 3                                                                                        |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |                     | (注) 4                                                                                        | (注) 4                                                                                        |
| 役 員 の<br>保有状況                              | 取 締 役<br>(監査等委員を除く) | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 4名                                                   | 新株予約権の数 18個<br>目的となる株式数 18,000株<br>保有者数 4名                                                   |

|                                            |                   | 第 5 回新株予約権                                                                                   | 第 6 回新株予約権                                                                                  |
|--------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                                      |                   | 2015年6月26日                                                                                   | 2016年6月27日                                                                                  |
| 新株予約権の数                                    |                   | 18個                                                                                          | 191個                                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |                   | 普通株式 18,000株<br>(新株予約権1個につき1,000株)                                                           | 普通株式 19,100株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                            |
| 新株予約権の払込金額                                 |                   | 新株予約権1個当たり 243,000円<br>(1株当たり 243円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 | 新株予約権1個当たり 24,600円<br>(1株当たり 246円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |                   | 新株予約権1個当たり 1,000円<br>(1株当たり 1円)                                                              | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                                                               |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |                   | (注) 1<br>(注) 2                                                                               | (注) 1<br>(注) 2                                                                              |
| 権利行使期間                                     |                   | 2015年7月25日から<br>2045年7月24日まで                                                                 | 2016年7月28日から<br>2046年7月27日まで                                                                |
| 行使の条件                                      |                   | (注) 3                                                                                        | (注) 3                                                                                       |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |                   | (注) 4                                                                                        | (注) 4                                                                                       |
| 役員の<br>保有状況                                | 取締役<br>(監査等委員を除く) | 新株予約権の数 16個<br>目的となる株式数 16,000株<br>保有者数 4名                                                   | 新株予約権の数 191個<br>目的となる株式数 19,100株<br>保有者数 4名                                                 |

|                                            |                   | 第 7 回新株予約権                                                                                  | 第 8 回新株予約権                                                                                  |
|--------------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                                      |                   | 2017年6月28日                                                                                  | 2018年6月27日                                                                                  |
| 新株予約権の数                                    |                   | 133個                                                                                        | 105個                                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |                   | 普通株式 13,300株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                            | 普通株式 10,500株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                            |
| 新株予約権の払込金額                                 |                   | 新株予約権1個当たり 34,200円<br>(1株当たり 342円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 | 新株予約権1個当たり 45,900円<br>(1株当たり 459円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |                   | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                                                               | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                                                               |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |                   | (注) 1<br>(注) 2                                                                              | (注) 1<br>(注) 2                                                                              |
| 権利行使期間                                     |                   | 2017年7月28日から<br>2047年7月27日まで                                                                | 2018年7月27日から<br>2048年7月26日まで                                                                |
| 行使の条件                                      |                   | (注) 3                                                                                       | (注) 3                                                                                       |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |                   | (注) 4                                                                                       | (注) 4                                                                                       |
| 役員の<br>保有状況                                | 取締役<br>(監査等委員を除く) | 新株予約権の数 133個<br>目的となる株式数 13,300株<br>保有者数 4名                                                 | 新株予約権の数 105個<br>目的となる株式数 10,500株<br>保有者数 4名                                                 |

|                                            |                   |                                                                                             |
|--------------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                            |                   | 第 9 回新株予約権                                                                                  |
| 発行決議日                                      |                   | 2019年6月26日                                                                                  |
| 新株予約権の数                                    |                   | 143個                                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |                   | 普通株式 14,300株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                            |
| 新株予約権の払込金額                                 |                   | 新株予約権1個当たり 36,100円<br>(1株当たり 361円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |                   | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                                                               |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |                   | (注) 1<br>(注) 2                                                                              |
| 権利行使期間                                     |                   | 2019年7月26日から<br>2049年7月25日まで                                                                |
| 行使の条件                                      |                   | (注) 3                                                                                       |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |                   | (注) 4                                                                                       |
| 役員の<br>保有状況                                | 取締役<br>(監査等委員を除く) | 新株予約権の数 143個<br>目的となる株式数 14,300株<br>保有者数 5名                                                 |

- (注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げます。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(注) 1に記載の資本金等増加限度額から(注) 1で定める増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 新株予約権者は、当社及び連結子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

|                                            |        | 第 9 回新株予約権                                                                                  |
|--------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                                      |        | 2019年6月26日                                                                                  |
| 新株予約権の数                                    |        | 9個                                                                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                         |        | 普通株式 900株<br>(新株予約権1個につき 100株)                                                              |
| 新株予約権の払込金額                                 |        | 新株予約権1個当たり 36,100円<br>(1株当たり 361円)<br>新株予約権の払込金額は、割当日時点の公正価値(ブラック・ショールズ・モデルに基づき算定)相当額であります。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                     |        | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                                                               |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金および資本準備金に関する事項 |        | (注) 1<br>(注) 2                                                                              |
| 権利行使期間                                     |        | 2019年7月26日から<br>2049年7月25日まで                                                                |
| 行使の条件                                      |        | (注) 3                                                                                       |
| 譲渡による新株予約権の取得の制限                           |        | (注) 4                                                                                       |
| 使用人等への交付状況                                 | 子会社の役員 | 新株予約権の数 9個<br>目的となる株式数 900株<br>交付者数 1名                                                      |

- (注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げます。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、(注) 1に記載の資本金等増加限度額から(注) 1で定める増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 新株予約権者は、当社及び連結子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況 (2020年3月31日現在)

| 会社における地位            | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                     |
|---------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 会 長           | 齋 藤 國 春 |                                                                                             |
| 代表取締役社長             | 石 塚 俊 之 | 株式会社東葛プランニング代表取締役社長<br>株式会社ホンダカーズ東葛取締役                                                      |
| 代表取締役副社長            | 松 下 吉 孝 | 事業戦略本部長<br>新車事業部長<br>株式会社ホンダカーズ東葛代表取締役社長<br>株式会社東葛ボディーファクトリー代表取締役社長                         |
| 取 締 役               | 伊 藤 淳 一 | 中古車事業部長<br>株式会社ホンダカーズ東葛代表取締役副社長<br>株式会社東葛プランニング取締役<br>株式会社東葛ボディーファクトリー取締役                   |
| 取 締 役               | 森 田 誉   | サービス部長<br>株式会社ホンダカーズ東葛取締役<br>株式会社東葛ボディーファクトリー取締役                                            |
| 取 締 役               | 高 橋 輝   | 管 理 部 長                                                                                     |
| 取 締 役<br>(監査等委員・常勤) | 吉 井 徹   | 株式会社ホンダカーズ東葛監査役<br>株式会社東葛プランニング監査役<br>株式会社東葛ボディーファクトリー監査役                                   |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 笹 本 憲 一 | 公 認 会 計 士<br>公認会計士笹本憲一事務所代表<br>株式会社札幌かに本家社外取締役<br>日進工具株式会社社外取締役(監査等委員)<br>日本社宅サービス株式会社社外監査役 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)    | 熊 澤 亮 輔 | 税 理 士<br>熊澤会計事務所 所 長<br>株式会社関東財務システム代表取締役                                                   |

- (注) 1. 当社は、2019年6月26日開催の第53期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役吉井徹、笹本憲一、熊澤亮輔の各氏は任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
2. 取締役(監査等委員)笹本憲一氏並びに取締役(監査等委員)熊澤亮輔氏は社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)笹本憲一氏並びに取締役(監査等委員)熊澤亮輔氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
取締役(監査等委員)笹本憲一氏は、公認会計士の資格を有しております。

取締役（監査等委員）熊澤亮輔氏は、税理士の資格を有しております。

4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために吉井徹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。  
2019年6月26日開催の第53期定時株主総会において、森田誉氏並びに高橋輝氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
6. 当社は、取締役（監査等委員）笹本憲一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                     | 支給人員         | 報酬等の額                   |
|-------------------------|--------------|-------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員を除く)       | 6 名          | 59,062 千円               |
| 取締役（監査等委員）<br>(うち社外取締役) | 3 名<br>(2) 名 | 11,350 千円<br>(1,350) 千円 |
| 監査役<br>(うち社外監査役)        | 3 名<br>(2) 名 | 3,450 千円<br>(450) 千円    |
| 合 計<br>(うち社外役員)         | 9 名<br>(2) 名 | 73,862 千円<br>(1,800) 千円 |

- (注) 1. 当社は、2019年6月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第42期定時株主総会において年額200,000千円以内（役員賞与を含む。ただし、使用人分給与・賞与は含まない。）と決議いただいております。  
また、上記報酬枠とは別枠で2011年6月27日開催の第45期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100,000千円以内と決議いただいております。  
監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第53期定時株主総会において年額200,000千円以内（役員賞与を含む。ただし、使用人分給与・賞与は含まない。）と決議いただいております。

また、上記報酬枠とは別枠で2019年6月26日開催の第53期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額100,000千円以内と決議いただいております。

4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第53期定時株主総会において年額100,000千円以内（役員賞与を含む。）と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第42期定時株主総会において年額100,000千円以内（役員賞与を含む。）と決議いただいております。
6. 監査役の報酬等の額には、2019年6月26日開催の第53期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役3名の在任中の報酬等の額が含まれております。退任監査役3名につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任した後、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、監査役在任期間分は監査役に、監査等委員在任期間分は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
7. 上記の報酬等の額には以下のものが含まれております。  
ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額5,162千円（取締役（監査等委員を除く）5名に対し5,162千円）
8. 上記のほか、子会社であります株式会社ホンダカーズ東葛に兼務している取締役2名に対して44,800千円の報酬等を同社より支給しております。なお、同社の取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内（役員賞与を含む。）と決議いただいております。

### ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役（監査等委員）笹本憲一氏は公認会計士笹本憲一事務所代表及び株式会社札幌かに本家社外取締役及び日進工具株式会社社外取締役（監査等委員）並びに日本社宅サービス株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。
  - ・ 取締役（監査等委員）熊澤亮輔氏は熊澤会計事務所所長及び株式会社関東財務システム代表取締役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                       | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>笹 本 憲 一 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち監査役として2回、監査等委員として14回出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。<br>また、当事業年度において開催された監査役会1回のうち1回、監査等委員会2回のうち2回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。 |
| 取締役（監査等委員）<br>熊 澤 亮 輔 | 当事業年度に開催された取締役会17回のうち監査役として2回、監査等委員として14回出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。<br>また、当事業年度において開催された監査役会1回のうち1回、監査等委員会2回のうち2回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から必要な発言を適宜行っております。   |

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 監査法人A & Aパートナーズ

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 14,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 14,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ **会計監査人の解任又は不再任の決定方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）は、個々の役員・従業員等が遵守すべきものとして全社が「コンプライアンス規程」を定め、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとします。
- ロ. 当社は、取締役の中から当社グループの「コンプライアンスオフィサー」を任命します。コンプライアンスオフィサーはコンプライアンス上の重要な問題の検討とともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行い各職員のコンプライアンスの意識高揚に努めています。
- ハ. 違反行為等の早期発見と是正を目的とする報告体制として、当社グループはコンプライアンスオフィサーを情報受領者とする「内部通報制度」を構築し、効果的な運用を図ります。
- ニ. 社長直轄とする内部監査室を置き、当社グループの業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を社長及び監査等委員会に報告します。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループは、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、全社が「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に保存・管理します。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社グループは、経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を全社が「リスク管理規程」に定め、これに基づきリスク管理体制を整備、構築することによって適切なリスク対応を図ります。
- ロ. 当社グループは、経営活動上のリスクとして、外部環境リスク・業務プロセスリスク・内部環境リスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応管理責任者の体制を整備します。

ハ．当社の管理部が、当社グループのリスク統括管理を担当することで、リスク情報を集約し、内部統制と一体化したリスク管理を推進します。また、重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施出来る体制を整備します。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

イ．職務分掌、職務権限等に関する規程を当社グループの全社が策定し、組織的、効率的な業務運営を実践します。

ロ．当社グループは、取締役及びその他使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。

ハ．当社グループは、取締役会を原則毎月１回開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、必要な経営施策については機動的に策定していきます。

ニ．当社グループは、取締役、部長職及び拠点長で構成する経営会議を原則毎月１回開催し、業務上の重要課題について報告・検討を行います。

**⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

イ．当社は「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社各社における法令等遵守態勢やリスク管理体制の整備等、グループ全体での内部統制システムを構築します。

ロ．子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社の取締役会に報告し、承認を得て行うこととします。

ハ．当社は定期的に子会社と連絡会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図ります。

ニ．当社の内部監査部門は、子会社各社における法令等遵守態勢及びリスク管理体制の状況についての監査を行い、その結果を取締役会に報告するとともに、子会社各社に対して監査指摘事項に係る改善報告を求め、その進捗状況についてフォローします。

**⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて管理部門に所属する者を職務の補助にあてるものとします。

**⑦ 監査等委員会を補助する使用人の独立性及び実効性に関する事項**

- イ. 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する人事異動、人事評価、処罰等については、監査等委員会の承認を得るものとします。
- ロ. 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとします。

**⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制**

当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、次のような緊急事態が発生した場合には、遅滞なく報告するものとします。

- イ. 当社の経営上に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上に係る諸問題
- ロ. その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事象

**⑨ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社グループは、監査等委員会に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行わないものとします。

**⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査等委員が、職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

**⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査等委員は取締役会及び業務執行上重要な会議への出席並びに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができるものとします。
- ロ. 監査等委員は、内部監査室との間で適宜に内部監査結果及び指摘・提言事項等について意見交換をするなど常に連携を図るものとします。
- ハ. 監査等委員が、必要に応じ外部専門家（弁護士・公認会計士等）に対し意見を聴取する機会を確保するよう努めます。

**⑫ 財務報告の適正性を確保するための体制**

当社グループは、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に関する内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めるものとします。

**⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容**

当社グループは、反社会的勢力とは一切の商取引を行わず、また一切の関係を遮断することを基本方針とします。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、組織として毅然とした対応に徹し、要求を拒否します。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

取締役の職務執行については、毎月1回通常取締役会を開催しており、当社の経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況を監督する機関と位置づけ、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行うほか、必要に応じて関係部署の担当者等の出席を求め、報告あるいは意見聴取を行い、取締役が的確かつ客観的な判断が下せる環境を整えております。

監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、会計監査人や内部監査部門との間で定期的に情報交換を行い、当社の業務の適正を確保するための体制を確認しております。

財務報告の適正性に及ぼす影響の重要性を勘案して評価範囲を決定し、当該財務報告に係るプロセスにおける内部統制の有効性評価を行っております。

子会社の内部統制の整備状況は、親会社である当社の内部監査部門が確認するとともに、当社の会計監査人および内部監査部門が定期的に監査を行い、改善に努めております。

~~~~~  
この事業報告は、注記のない限り、次により記載しております。

- (注) 1. 記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,945,721	流動負債	1,696,954
現金及び預金	1,400,637	買掛金	428,292
受取手形及び売掛金	970,831	短期借入金	786,400
商品及び製品	454,756	未払法人税等	59,240
その他	119,496	賞与引当金	48,930
固定資産	3,409,246	その他	374,089
有形固定資産	3,198,327	固定負債	246,604
建物及び構築物	448,276	長期未払金	53,508
機械装置及び運搬具	205,733	長期前受金	113,976
土地	2,420,008	長期前受収益	79,119
建設仮勘定	119,843		
その他	4,465	負債合計	1,943,558
無形固定資産	116	(純資産の部)	
ソフトウェア	116	株主資本	4,373,315
その他	0	資本金	211,085
投資その他の資産	210,802	資本剰余金	200,496
長期貸付金	31,595	利益剰余金	3,962,406
差入保証金	117,084	自己株式	△673
繰延税金資産	55,769	新株予約権	38,093
その他	6,352	純資産合計	4,411,408
資産合計	6,354,967	負債純資産合計	6,354,967

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,263,817
売上原価		5,588,039
売上総利益		1,675,777
販売費及び一般管理費		1,325,442
営業利益		350,334
営業外収益		
受取利息	879	
受取手数料	13,868	
受取保険金	4,418	
その他の	7,283	26,449
営業外費用		
支払利息	5,113	
その他の	0	5,113
経常利益		371,670
特別損失		
固定資産処分損	52	52
税金等調整前当期純利益		371,618
法人税、住民税及び事業税	138,172	
法人税等調整額	△1,052	137,119
当期純利益		234,498
親会社株主に帰属する当期純利益		234,498

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
2019年 4 月 1 日 残高	211,085	200,496	3,776,291	△673	4,187,199	32,606	4,219,806
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当			△48,382		△48,382		△48,382
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			234,498		234,498		234,498
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						5,487	5,487
連結会計年度中の変動額合計	－	－	186,115	－	186,115	5,487	191,602
2020年 3 月31日 残高	211,085	200,496	3,962,406	△673	4,373,315	38,093	4,411,408

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称 株式会社ホンダカーズ東葛

株式会社東葛プランニング

株式会社東葛ボディーファクトリー

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・商品及び製品

(新車及び中古車)

個別法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

・商品及び製品

(部品・用品)

最終仕入原価法を採用しております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定。)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

機械装置及び運搬具 2年～15年

ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

ロ. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

受取手形	786,400千円
建物及び構築物	43,754千円
土地	993,604千円
計	1,823,759千円

② 担保に係る債務

短期借入金	786,400千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	805,631千円
機械装置及び運搬具	272,109千円
その他の	60,147千円
計	1,137,888千円

(3) 保証債務

割賦販売によって顧客に販売した自動車にかかる割賦債権については、株式会社オリエントコーポレーションに集金業務を委託するとともに、同社による支払保証を受けております。なお、当該割賦債権の代金回収予定額の約束手形を同社から受領しており、当該受取手形786,400千円が受取手形及び売掛金勘定に含まれております。また、このうち4,911千円については、株式会社オリエントコーポレーションが顧客に対して有する求償権に対し、当社が顧客のために支払いを再保証しています。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,840,000株	－株	－株	4,840,000株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,701株	－株	－株	1,701株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年6月26日開催の第53期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 48,382千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2019年3月31日
- ・効力発生日 2019年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年6月24日開催予定の第54期定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 48,382千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 2020年3月31日
- ・効力発生日 2020年6月25日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）に関する事項

第1回新株予約権（2011年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 26,000株
- ・新株予約権の数 26個

第2回新株予約権（2012年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 28,000株
- ・新株予約権の数 28個

第3回新株予約権（2013年6月26日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 22,000株
- ・新株予約権の数 22個

第4回新株予約権（2014年6月25日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 19,000株
- ・新株予約権の数 19個

第5回新株予約権（2015年6月26日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 17,000株
- ・新株予約権の数 17個

第6回新株予約権（2016年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 20,400株
- ・新株予約権の数 204個

第7回新株予約権（2017年6月28日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 14,300株
- ・新株予約権の数 143個

第8回新株予約権（2018年6月27日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 11,300株
- ・新株予約権の数 113個

第9回新株予約権（2019年6月26日決議）

- ・目的となる株式の種類 普通株式
- ・目的となる株式の数 15,200株
- ・新株予約権の数 152個

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は投資計画に基づき、必要な資金を調達しております。運転資金については銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社及び連結子会社の顧客のほとんどは個人顧客であります。当社及び連結子会社は経理規程の債権・債務要綱に従い、顧客毎に期日及び残高の管理をしており、回収懸念先につきましては必要な保全措置を講じております。

長期貸付金は不動産賃貸借契約に係る建設協力金であります。

差入保証金は不動産賃貸借契約に係る敷金・保証金であります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後1年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格がないため合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,400,637	1,400,637	—
(2) 受取手形及び売掛金	970,831	973,024	2,193
(3) 長期貸付金	31,595	31,735	139
(4) 差入保証金	117,084	111,570	△5,513
資 産 計	2,520,148	2,516,968	△3,180
(1) 買 掛 金	428,292	428,292	—
(2) 短期借入金	786,400	786,400	—
(3) 未払法人税等	59,240	59,240	—
負 債 計	1,273,933	1,273,933	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 長期貸付金、(4) 差入保証金

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定する方法によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,400,637	—	—	—
受取手形及び売掛金	512,599	458,231	—	—
長期貸付金	—	27,671	3,924	—
合 計	1,913,236	485,902	3,924	—

3. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	786,400	—	—	—	—	—
合 計	786,400	—	—	—	—	—

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	903円90銭
(2) 1株当たり当期純利益	48円47銭

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	445,293	流動負債	53,797
現金及び預金	342,342	未払金	11,634
未収入金	101,080	未払費用	2,341
その他	1,871	未払法人税等	35,397
		預り金	1,234
		賞与引当金	3,188
固定資産	2,458,072	固定負債	5,180
有形固定資産	213,233	長期未払金	5,180
工具、器具及び備品	960	負債合計	58,977
土地	212,273	(純資産の部)	
無形固定資産	116	株主資本	2,806,295
ソフトウェア	116	資本金	211,085
電話加入権	0	資本剰余金	200,496
		資本準備金	200,496
投資その他の資産	2,244,723	利益剰余金	2,395,386
関係会社株式	2,213,499	利益準備金	20,250
繰延税金資産	31,223	その他利益剰余金	2,375,136
		別途積立金	1,580,000
		繰越利益剰余金	795,136
		自己株式	△673
		新株予約権	38,093
資産合計	2,903,366	純資産合計	2,844,389
		負債純資産合計	2,903,366

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	212,532
売 上 総 利 益	212,532
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	196,614
営 業 利 益	15,917
営 業 外 収 益	
受 取 配 当 金	70,000
そ の 他	199
経 常 利 益	86,116
税 引 前 当 期 純 利 益	86,116
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,233
法 人 税 等 調 整 額	△977
当 期 純 利 益	78,861

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
2019年 4 月 1 日 残高	211,085	200,496	200,496	20,250	1,580,000	764,658	2,364,908
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△48,382	△48,382
当期純利益						78,861	78,861
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	30,478	30,478
2020年 3 月31日 残高	211,085	200,496	200,496	20,250	1,580,000	795,136	2,395,386

	株主資本		新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計		
2019年 4 月 1 日 残高	△673	2,775,817	32,606	2,808,423
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△48,382		△48,382
当期純利益		78,861		78,861
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			5,487	5,487
事業年度中の変動額合計	－	30,478	5,487	35,965
2020年 3 月31日 残高	△673	2,806,295	38,093	2,844,389

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物
(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1
日以降に取得した建物附属設備及び構築物に
ついては定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりでありま
す。

工具、器具及び備品 3年～6年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアにつきましては
は、社内における利用可能期間(5年)に基
づいております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見
込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上
しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式
によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

工具、器具及び備品 15,293千円

(2) 保証債務

次の関係会社について、本田技研工業株式会社からの仕入に対し、債務保
証を行っております。

株式会社ホンダカーズ東葛 408,246千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	101,503千円
短期金銭債務	893千円

(4) 取締役に対する長期金銭債務

長期未払金5,180千円は、2011年6月27日開催の第45期定時株主総会において承認可決された取締役の役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給にかかる債務であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	212,532千円
営業取引以外の取引高	70,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,701株	一株	一株	1,701株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	274千円
賞与引当金	970千円
関係会社株式評価損	26,297千円
その他	10,206千円
繰延税金資産小計	37,749千円
評価性引当額	△6,526千円
繰延税金資産合計	31,223千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子 会 社	株式会社ホンダ カーズ 東 葛	所有 直接 100.0%	経 営 指 導 役 員 の 兼 任	経営指導料等 (注) 1	210,720	未 収 入 金	19,316
				連結納税に伴 う個別帰属額	74,118		74,118
				債 務 保 証 (注) 2	408,246	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料等は、関係会社管理規程及び内容等を勘案し、交渉の上決定しております。
2. 保証債務は、本田技研工業株式会社からの仕入債務に対し、当社が債務保証を行っております。なお、債務保証について保証料の受取はありません。
3. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 580円02銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円30銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社東葛ホールディングス

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 岡 賢 治 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東葛ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東葛ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社東葛ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 A & A パートナース

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 岡 賢 治 ⑩
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 永 利 浩 史 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東葛ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

株式会社東葛ホールディングス監査等委員会

常勤監査等委員 吉 井 徹 ⑩

監 査 等 委 員 笹 本 憲 一 ⑩

監 査 等 委 員 熊 澤 亮 輔 ⑩

(注) 監査等委員笹本憲一及び熊澤亮輔は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

第54期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は48,382,990円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）
全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	さい とう くに はる 齋 藤 國 春 (1941年2月21日)	1969 年 1 月 株式会社不二ホンダ（現株式会社 東葛ホールディングス） 代表取締役社長就任 2003 年 6 月 当社代表取締役会長就任 2007 年 4 月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役会長就任 2007 年 4 月 株式会社ティーエスシー 代表取締役会長就任 2008 年 4 月 株式会社東葛プランニング 代表取締役会長就任 2018 年 6 月 当社取締役会長就任（現任）	1,385,000株
2	いし づか とし ゆき 石 塚 俊 之 (1959年2月19日)	1981 年 4 月 株式会社不二ホンダ（現株式会社 東葛ホールディングス）入社 2001 年 5 月 当社取締役就任 サービス部長 2003 年 6 月 当社代表取締役社長就任（現任） 2007 年 4 月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役社長就任 2007 年 4 月 株式会社ティーエスシー 取締役就任 2008 年 4 月 株式会社東葛プランニング 代表取締役社長就任（現任） 2016 年 1 月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役会長就任 2018 年 4 月 同社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社東葛プランニング 代表取締役社長 株式会社ホンダカーズ東葛 取締役	112,200株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	まつ した よし たか 松 下 吉 孝 (1953年8月7日)	1982 年 2 月 株式会社ホンダベルノ東葛入社 松戸店工場長 1993 年 9 月 株式会社ホンダクリオ東葛（現株 式会社東葛ホールディングス） 転籍 柏店店長 1997 年 4 月 当社取締役就任 営業部長兼本店店長 2007 年 4 月 株式会社ティーエスシー 代表取締役社長就任 2007 年 4 月 株式会社ホンダカーズ東葛 取締役就任 2014 年 10 月 株式会社東葛ボディーファクトリー 代表取締役社長就任（現任） 2016 年 1 月 当社代表取締役副社長就任 事業戦略本部長兼新車事業部長 （現任） 2016 年 1 月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役社長就任（現任） 2016 年 1 月 株式会社ティーエスシー 代表取締役会長就任 （重要な兼職の状況） 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役社長 株式会社東葛ボディーファクトリー 代表取締役社長	112,200株
4	い とう じゅん いち 伊 藤 淳 一 (1962年1月15日)	1988 年 3 月 株式会社ホンダベルノ東葛入社 1999 年 6 月 同社取締役就任 営業部長兼本店店長 2003 年 6 月 当社取締役就任 2007 年 4 月 当社取締役兼中古車事業部長 （現任） 2007 年 4 月 株式会社ティーエスシー 常務取締役就任 2007 年 4 月 株式会社ホンダカーズ東葛 取締役就任 2016 年 1 月 株式会社ティーエスシー 代表取締役社長就任 2017 年 6 月 株式会社東葛プランニング 取締役就任（現任） 2017 年 6 月 株式会社東葛ボディーファクトリー 取締役就任（現任） 2018 年 4 月 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役副社長就任（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ホンダカーズ東葛 代表取締役副社長 株式会社東葛プランニング 取締役 株式会社東葛ボディーファクトリー 取締役	40,300株

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の 株 式 数
5	もり た ほまれ 森 田 誉 (1965年3月23日)	1985年4月 株式会社ホンダベルノ東葛入社 2006年10月 株式会社ホンダクリオ東葛（現株 式会社東葛ホールディングス） 合併による転籍 2007年4月 株式会社ホンダカーズ東葛 会社分割による転籍 2014年4月 当社転籍 サービス部長 2017年4月 株式会社東葛ボディーファクトリー 取締役就任（現任） 2019年6月 株式会社ホンダカーズ東葛 取締役就任（現任） 2019年6月 当社取締役就任 サービス部長 （現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ホンダカーズ東葛 取締役 株式会社東葛ボディーファクトリー 取締役	8,400株
6	たか はし あきら 高 橋 輝 (1968年1月18日)	2003年3月 株式会社ホンダクリオ東葛（現株 式会社東葛ホールディングス） 入社 2017年4月 当社管理部長就任 2019年6月 当社取締役就任 管理部長 （現任）	1,100株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

メ モ

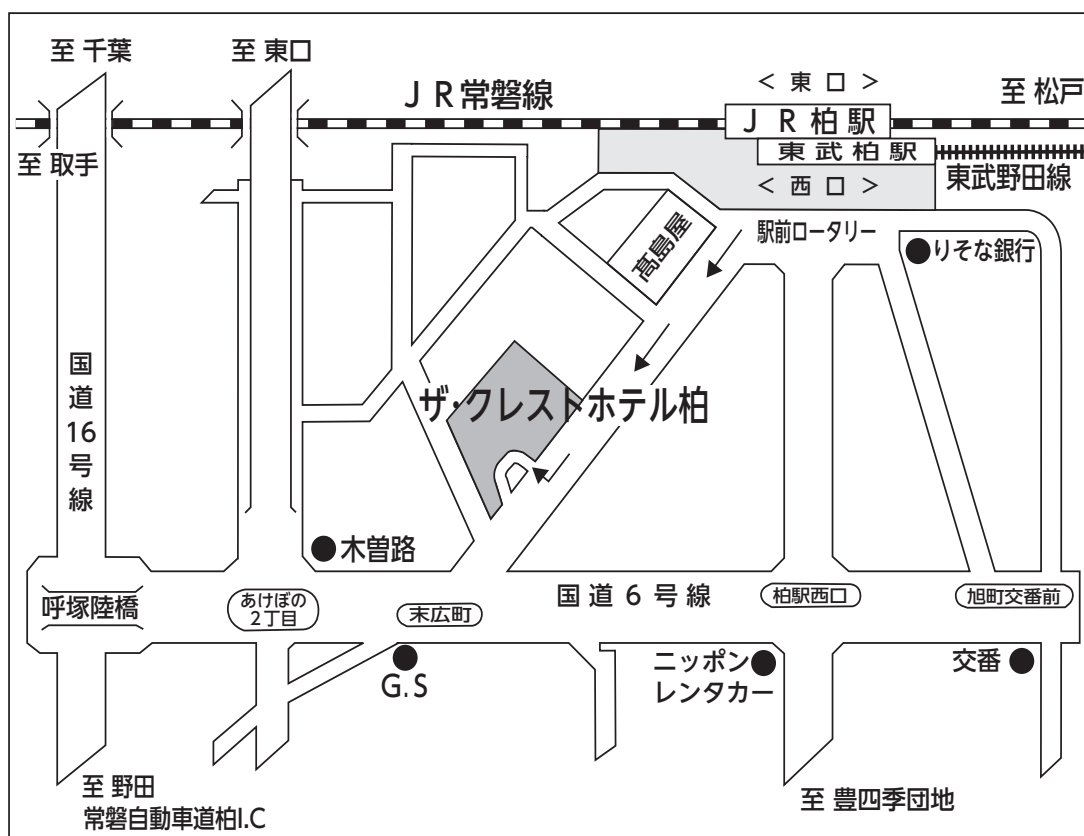
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場／千葉県柏市末広町14-1
ザ・クレストホテル柏 4階 クレストルーム
電話 04-7146-1111



交通 JR常磐線・東武野田線

柏駅西口 徒歩2分

※ 駐車場の準備はしていませんので、ご了承
のほどお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。